

I 学校運営

1 児童・生徒の就学状況

学齢児童・生徒の小・中学校への就学は、学校教育法により義務教育とされていて、その事務は区の教育委員会が行っています。区立の小学校は22校、中学校は平成27年度に第三・第四中学校を統合して大鳥中学校とし、9校を設置しています。就学すべき学校は、通学区域に関する規則に従って、児童・生徒の住所により指定しています。なお、児童・生徒が健康上の理由や家庭の事情等で指定校以外の学校へ就学しようとする場合には、保護者からの申し出により、教育委員会が相当と認めるときには変更することもあります。

また、教育委員会では、平成15年4月に区立中学校へ入学する新一年生から「隣接中学校希望入学制度」を、平成17年4月に区立小学校へ入学する新一年生から「隣接小学校希望入学制度」を導入しました。なお、「隣接小学校希望入学制度」については、これまでの隣接学校希望入学制度の実施結果、児童・生徒数や学級数の将来推計及び平成29年度に実施したアンケート調査等を総合的に判断し、平成31年4月入学から当面の間「休止」することとしました。

小・中学校 児童・生徒数、教員数 (各年度5月1日現在)

	小 学 校				中 学 校			
	児童数	指数	教員数	指数	生徒数	指数	教員数	指数
令和元	9,749	100.0	519	103.2	2,638	100.0	189	100.0
2	9,990	102.5	534	106.2	2,754	104.4	195	103.2
3	10,246	105.1	547	108.7	2,790	105.8	205	108.5
4	10,252	105.2	552	109.7	2,841	107.7	200	105.8
5	10,181	104.4	556	110.5	2,833	107.4	200	105.8

※児童数・生徒数は学級編制除外者を含む。

小学校 通常の学級 学校別・学年別、児童数、学級数 (令和5年5月1日現在)

小学校名	児 童 数								学 級 数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
八 雲	78	64	65	73	53	62	395		3	2	2	3	2	2	14	
菅 刈	56	55	55	53	52	43	314		2	2	2	2	2	2	12	
下目黒	87	102	77	87	84	64	501		3	3	3	3	3	2	17	
碑	102	106	94	101	96	106	605		3	4	3	3	3	3	19	
中目黒	77	86	89	122	66	81	521		3	3	3	4	2	2	17	
油 面	102	74	88	87	86	76	513		3	3	3	3	3	2	17	
大岡山	124	112	128	127	124	122	737		4	4	4	4	4	4	24	
烏 森	51	60	75	63	61	68	378		2	2	3	2	2	2	13	
向 原	45	51	48	52	48	45	289		2	2	2	2	2	2	12	
五本木	54	55	67	57	66	64	363		2	2	2	2	2	2	12	
鷹 番	79	63	78	73	52	68	413		3	2	3	3	2	2	15	
田 道	76	67	79	53	77	59	411		3	2	3	2	2	2	14	
月光原	64	57	67	56	64	51	359		2	2	2	2	2	2	12	
駒 場	40	63	80	59	66	53	361		2	2	3	2	2	2	13	
緑ヶ丘	34	34	45	32	36	41	222		1	1	2	1	1	2	8	
原 町	51	52	70	49	45	44	311		2	2	2	2	2	2	12	
不 動	112	139	126	122	108	96	703		4	4	4	4	3	3	22	
上目黒	45	49	45	53	44	51	287		2	2	2	2	2	2	12	
東 根	128	101	122	123	110	127	711		4	3	4	4	3	4	22	
中 根	55	67	67	59	52	73	373		2	2	2	2	2	2	12	
宮 前	43	53	56	49	53	51	305		2	2	2	2	2	2	12	
東 山	176	172	175	149	174	167	1,013		6	5	5	5	5	5	31	
合 計	1,679	1,682	1,796	1,699	1,617	1,612	10,085		60	56	61	59	53	53	342	

※児童数は学級編制除外者を含む。

中学校 通常の学級 学校別・学年別、生徒数、学級数 (令和5年5月1日現在)

中学校名	生徒数				学級数			
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
第一	69	63	36	168	2	2	1	5
第七	78	62	61	201	3	2	2	7
第八	66	56	78	200	2	2	2	6
第九	52	56	54	162	2	2	2	6
第十	140	142	132	414	4	4	4	12
第十一	47	67	65	179	2	2	2	6
東山	110	119	109	338	4	3	3	10
目黒中央	215	206	196	617	6	6	5	17
大鳥	168	162	169	499	5	5	5	15
合計	945	933	900	2,778	30	28	26	84

※生徒数は学級編制除外者を含む。

隣接中学校希望入学制度実施結果

(令和6年4月7日現在)

学校名	受入人数	入				出				差引	入学者数
		申込者数	辞退等	国都私立進学者	最終人数	申込者数	辞退等	国都私立進学者	最終人数		
第一中学校	35	8	2	0	6	10	1	8	1	5	56
第七中学校	35	27	3	7	17	61	9	33	19	△2	92
第八中学校	35	48	11	21	16	17	3	7	7	9	74
第九中学校	35	9	1	3	5	31	6	11	14	△9	47
第十中学校	35	24	2	13	9	10	1	3	6	3	141
第十一中学校	35	9	1	3	5	30	4	14	12	△7	31
東山中学校	35	29	3	19	7	19	5	4	10	△3	130
目黒中央中学校	【注】	68	21	31	16	48	9	22	17	△1	147
大鳥中学校	25	32	4	18	10	28	10	13	5	5	182
計		254	48	115	91	254	48	115	91	0	900

【注】目黒中央中学校については、2月以降、学区域内の入学状況等を踏まえて可能な範囲で受け入れを行うこととし、申込段階では概ね5～15人程度の受入人数としていました。

※目黒中央中学校は、国・都・私立中入学者による辞退者を考慮しても定員を超えることが予想されたため、抽選を実施しました。

※「辞退等」の人数には、「希望校の調整区域に居住している方」及び「令和6年度に兄又は姉が希望校に通学している方」を含みます。

*対象者数 1,968人<令和6年4月に1年生になる小学校6年生の令和5年9月27日現在の人数(国・私立小学校等への通学者を含む。)及び転入予定者で申請があった者の人数>

*申込者数 254人<申込率 12.91%(申込者数/対象者数)>

*最終人数 91人<申込率 4.62%(最終人数/対象者数)>

特別支援学級 学級別・学年別、児童・生徒数、学級数

(令和5年5月1日現在)

設置校名	障害種別	児童数							学級数
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
八雲小(3くみ)	知的障害	4	5	6	4	4	5	28	4
菅刈小(あすなろ学級)	知的障害	4	3	5	4	5	6	27	4
碑小(4くみ)	知的障害	3	3	5	1	5	0	17	3
鷹番小(つくし学級)	知的障害	2	1	2	6	2	0	13	2
油面小(わかたけ学級)	肢体不自由	1	0	0	1	1	1	4	1
五本木小(4組)	自閉症・情緒障害	0	0	5	0	0	2	7	1
東根小 (きこえとことばの教室)	難聴※	2	0	3	0	0	4	9	1
	言語障害※	4	12	3	3	5	5	32	2

※は通級指導学級

(令和5年5月1日現在)

設置校名	障害種別	生徒数				学級数
		1年	2年	3年	計	
第八中(E組)	知的障害	8	4	4	16	2
大島中(6組)	知的障害	9	7	5	21	3
大島中(7組わかたけ)	肢体不自由	0	0	1	1	1
目黒中央中(しいの木学級)	自閉症・情緒障害	6	5	6	17	2

小学校 拠点校特別支援教室別学年別利用児童数

(令和5年5月1日現在)

拠点校名	巡回する小学校	児童数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
中目黒小(すずかけ)	下目黒小、田道小	2	7	14	19	12	3	57
五本木小(ゆりのき)	鷹番小、上目黒小、 烏森小	1	5	10	11	12	14	53
原町小(かしわのき)	碑小、向原小	3	4	14	9	12	8	50
不動小(ゆずりは)	油面小、月光原小	6	11	11	10	7	11	56
中根小(さくら)	大岡山小、緑ヶ丘小	5	7	3	12	11	10	48
宮前小(はなみずき)	八雲小、東根小	6	2	4	4	4	4	24
東山小(いちよう)	菅刈小、駒場小	5	12	11	15	11	15	69

※小学校の特別支援教室拠点校では、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害又はその傾向がある児童に対して巡回指導を行っています。

中学校 拠点校特別支援教室別学年別利用生徒数

(令和5年5月1日現在)

拠点校名	巡回する中学校	生徒数			
		1年	2年	3年	計
第七中(つばさ)	第一中、第八中、第九中、 第十中、第十一中、東山中、 目黒中央中、大島中	31	29	26	86

※中学校の特別支援教室拠点校では、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害又はその傾向がある生徒に対して巡回指導を行っています。

日本語国際学級

設置校名	児童数	学級数
東根小学校	22	2

2 障害のある児童・生徒の就学

(1) 障害のある児童・生徒の就学・転学相談

障害のある児童・生徒の就学・転学については、その障害の種別と程度に応じ、学校教育法の定めによる学校や学級に就学することができます。東京都では特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害・病弱）を、区では小・中学校に知的障害学級、肢体不自由学級、自閉症・情緒障害学級、特別支援教室を設置し、さらに、小学校には、難聴・言語障害通級指導学級を設置し、障害の状態等に応じた指導・支援を行っています。なお、小学校の自閉症・情緒障害学級（五本木小学校4組）は、令和3年度に設置しました。これらの学級への就学等については、教育委員会事務局で就学相談等を行い、校長及び専門医等で構成する就学支援委員会等を開き、保護者と相談のうえ、学校、学級を決めています。就学相談の日程等は、区公式ウェブサイト等で毎年度お知らせしています。

就・転学等相談結果

(令和6年3月31日現在)

	通常の学級	特別支援学級・特別支援教室	特別支援学校	就学猶予免除	その他	計
小学校	30 (1)	204 (137)	23 (1)	0	19 (1)	276 (140)
中学校	2 (0)	30 (14)	2 (0)	0	13 (3)	47 (17)
合 計	32 (1)	234 (151)	25 (1)	0	32 (4)	323 (157)

※「通常の学級」は特別支援教室を利用しなかった人数を含む。

() 内の人数は転学等の内数

「その他」は区外転出、私立学校への入学、就学相談取下げの人数

(2) 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援

ア 定期巡回訪問・要請訪問

特別支援教育主任専門員（教育）と特別支援教育相談員（心理）が区立小・中学校を訪問し、通常の学級に在籍し、障害があるなど特別な支援を必要とする児童・生徒の実態を把握し、個に応じた学習方法や生活習慣が身に付くように学校に対して指導・助言を行っています。

定期巡回訪問は、前期・後期に各1回、区立小・中学校を巡回し、要請訪問は、学校・園からの要請に基づいて必要に応じて訪問しています。平成23年度からは区立幼稚園、こども園へも訪問を実施しています。

定期巡回訪問 (令和6年3月31日現在)

校 種	校・園数	対象人数
幼稚園・こども園	6	12
小学校	44	1,459
中学校	18	330
計	68	1,801

要請訪問 (令和6年3月31日現在)

校 種	校・園数	対象人数
幼稚園・こども園	0	0
小学校	109	336
中学校	21	53
計	130	389

イ 特別支援教育に関する相談

障害があるなど特別な支援を必要とする児童・生徒の教育上の課題等について、特別支援教育主任専門員（教育）、特別支援教育相談員（心理）が来庁・電話相談に応じています。

ウ 特別支援教育支援員の配置

小・中学校31校（全校）の通常の学級に在籍し、生活面及び学習面での指導に特別な配慮を要する児童・生徒970名に対し、305名の特別支援教育支援員を98,711時間配置し、支援の充実を図りました。特別支援教育支援員の支援方法等の向上を図るため、年2回の講義動画による研修を実施しました。

(3) 小学校就学前の幼児に関する相談

ア 就学相談員による就学前施設の訪問

就学相談員が、すすくのびのび園を訪問して、小学校への就学を予定している特別な支援が必要な幼児と保護者に対する巡回相談を行いました（53名に対して、17回訪問）。

イ 小学校就学前ガイダンスの実施

区立幼稚園・こども園、私立幼稚園、区立保育園、私立保育園、認証保育所の教職員・保護者を対象とした、小学校就学前ガイダンスを行いました（55園の幼児102名に関して、延べ70回訪問）。

3 幼稚園・こども園

区立幼稚園は1園で2年保育を、区立こども園は2園で3年保育を行っています。入園は目黒区民であることを要件とし、11月頃に申し込みを受け付けます。募集の詳細については、「めぐろ区報」やウェブサイト、ポスター等でお知らせします。

なお、みどりがおか幼稚園は平成25年4月に、げっこうはら幼稚園は平成26年4月に、認定こども園に移行しました。

園児数・教員数（各年度5月1日現在） 園別・歳児別園児数

（令和5年5月1日現在）

	園児数	教員数
平成 27	247	16
28	245	15
29	243	15
30	244	17
令和 元	239	17
2	207	17
3	192	17
4	189	18
5	174	17

幼稚園名	4歳児	5歳児	計	クラス数
ひがしやま	14	25	39	2

こども園名	区分	3歳児	4歳児	5歳児	計
げっこうはら	短時間	15	12	16	43
	中時間	2	4	5	11
	長時間	3	3	4	10
	計	20	19	25	64
みどりがおか	短時間	15	16	15	46
	中時間	2	4	6	12
	長時間	3	5	5	13
	計	20	25	26	71
合 計		40	44	51	135

※クラス数は、3歳・4歳・5歳とも各1クラス、合計6クラス

4 就学援助費・奨励費等給付状況

(1) 就学援助費

就学援助費は、経済的な理由により就学することが困難な学齢児童・生徒について、就学に必要な援助を行うことを目的とする制度です。この制度の対象は、生活保護法適用世帯及び児童福祉法適用世帯(要保護世帯)と、世帯の所得が生活保護法に定める生活費の需要額に対して1.2倍以下の世帯(準要保護世帯)で、保護者が教育委員会に申請し、該当世帯として認定されると、学用品費や学校給食費等の給付を受けることができます。

給付人数1人当たりの給付額

費 目		学校給食費	学用品費	通学用品費	入学支度金費	校外行事費	修学旅行費	医療費	校外宿泊費	卒業記念アルバム費	体育実技用具費	部活動費
内 訳		準	準	準	準	準	生・準	生・準	生・児・準	生・児・準	準	生・児・準
小学校	受給者数(人)	504	530	436	95	530	89	0	172	89		
	給付額(円)	23,994	16,034	1,335	56,663	1,636	1,348	0	7,326	15,966		
	合計額(千円)	12,093	8,498	1,335	5,383	867	120	0	1,260	1,421		
中学校	受給者数(人)	283	291	179	111	291	88	0	133	92	13	233
	給付額(円)	28,088	31,742	3,877	63,000	3,021	73,557	0	18,564	9,359	4,358	1,232
	合計額(千円)	7,949	9,237	694	6,993	879	6,473	0	2,469	861	59	287

※表中「生」は生活保護法適用世帯、「児」は児童福祉法適用世帯、「準」は準要保護世帯

※校外宿泊費は「自然宿泊体験教室」、「部活動合宿」、「独自宿泊事業」、「特別支援学級校外宿泊」

※学校給食費は、実費負担分を給付するため、保護者負担ゼロの場合は給付対象外（区立小・中学校は令和5年10月から保護者負担ゼロのため、9月分まで給付）

受給者受給者数、受給率、給付総額、1人当たりの標準受給額

区分		受給者数（受給率）		給付総額（千円）	1人当たりの標準受給額 ()内は令和元年度を100とした指数
年度		要保護（%）	準要保護（%）		
元	小学校	7 (0.07)	513 (5.26)	46,950	90,288 (100)
	中学校	26 (0.99)	299 (11.33)	37,878	116,548 (100)
2	小学校	6 (0.06)	499 (4.99)	55,979	110,850 (123)
	中学校	20 (0.73)	309 (11.22)	38,373	116,635 (100)
3	小学校	7 (0.07)	538 (5.25)	44,396	81,461 (90)
	中学校	18 (0.65)	328 (11.76)	47,187	136,379 (117)
4	小学校	7 (0.07)	517 (5.04)	43,697	83,391 (92)
	中学校	9 (0.32)	313 (11.02)	46,848	145,491 (125)
5	小学校	9 (0.09)	530 (5.21)	30,977	57,471 (64)
	中学校	11 (0.39)	291 (10.28)	35,901	118,877 (102)

※令和2年度までは決算ベース、令和3年度以降は受給者の入学年度ベースで算出

（2）就学奨励費

就学奨励費は、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする制度です。この就学奨励事業の対象は、特別支援学級等児童・生徒の中で、世帯の所得が生活保護法に定める生活費の需要額の2.5倍未満の世帯です（通学費等は所得制限なし）。保護者が教育委員会に申請し、認定されると、通学費や学用品費、学校給食費等の給付を受けることができます。

給付状況

費目 内 訳		学用品費 等	修学 旅行費	学校 給食費	通学費等	校外行事 ・宿泊費	職場体験 交通費	体育実技 用具費	給付額 総額(千円)
小学校	受給者数 (人)	16	0	16	20	16			1,126
	給付額 (千円)	340	0	389	336	61			
中学校	受給者数 (人)	10	2	10	16	10	0	0	1,859
	給付額 (千円)	504	130	288	856	81	0	0	

※学用品費等には通学用品費及び新入学児童・生徒学用品費が、通学費等には通級交通費が含まれます。

※学校給食費は、実費負担分を給付するため、保護者負担ゼロの場合は給付対象外（区立小・中学校は令和5年10月から保護者負担ゼロのため、9月分まで給付）

5 学校運営費の執行

区立小・中学校の運営上必要とされる経費の大部分は、学校の児童・生徒数や学級数に応じて各学校に配付され、学校で直接、教材・教具の購入、修繕、印刷等の経費として執行されます。このほかに、全校に関わるもので一括処理した方がよいものや、年次計画を立てて計画的に整備するものについては、教育委員会事務局で執行しています。内容としては、児童・生徒の机、椅子等の教室の校具や光熱水費、電話料金等です。

6 学校評価

子ども・保護者・地域から信頼される学校を目指し、平成15年度から「保護者による学校評価」、平成16年度から「児童・生徒による学校評価」及び「地域の方による学校評価」、平成18年度からは、「教職員による学校評価」を実施しています。これらの保護者、児童・生徒、地域の方及び教職員による学校評価を「四者による学校評価アンケート」とし、自己評価のための資料に位置付け、学校評価の充実を図っています。また、平成20年度からは、各学校において「学校評価委員会」を設置し、学校の自己評価の妥当性や客観性を高めるとともに、次年度の教育課程の編成に生かしています。

令和5年度は、学校・園が結果を即座に集計・分析し、改善に向けた検討を進めることができるよう、アンケートのデジタル化について整理し、全校・園でオンラインアンケートを実施しました。

7 学校運営協議会

区では、平成20年度から平成23年度まで鷹番小学校、田道小学校を学校運営協議会のモデル実施校として2期4年間指定しました。

両校の活動内容について、平成24年度にそれまで学校運営協議会に関わった構成員、学校長、教育委員会事務局による評価に加えて外部の有識者による第三者評価を行い、学校運営協議会の成果と課題を検証し、その結果を報告会や区のウェブサイトで公表を行いました。この間、今後の方向性の検討を行っていたことから、新たな協議会の設置はしていません。

令和4年度から常設のめぐる学校教育プラン推進委員会の小委員会として小・中学校の校長及び幼稚園・こども園の園長を構成員に含めた検討会を設置して学校運営協議会の設置に向けた検討を開始しました。令和5年度は、運営体制の骨格など学校運営協議会の基本的方向性や、先行実施校から順次設置するなどのスケジュールを決定しました。

（事業開始：平成20年度）

8 学校評議員

地域に開かれた学校づくりを推進し、学校及び校長への支援体制をつくるため、平成 13 年度から学校評議員制度が設けられました。学校評議員は、校長の求めに応じ、学校の教育目標、学校運営や教育活動に関すること、地域との連携の進め方などについて意見を述べ、校長はその意見を参考に学校運営を行い、地域に根差した創意工夫ある学校づくりを進めています。

また、学校評議員は、学校評価における学校の自己評価の妥当性・客観性を高めるため、「目黒区小・中学校学校評価委員会」の構成員として、意見を述べる等の役割を担っています。

平成 14 年度には全ての小・中学校、幼稚園に学校評議員が置かれ、令和 5 年度は、小学校 102 名、中学校 43 名、幼稚園・こども園 15 名の学校評議員が教育委員会から委嘱されました。

9 不審者情報などの発信

学校生活や通学途中等における子どもの安全を守る一つ的手段として、保護者連絡システムを活用して、不審者情報などの防犯情報や熱中症警戒アラートのお知らせなどを、区立小・中学校、幼稚園・こども園の保護者等に配信しました。

配信状況（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）（単位：件）

	不審者情報	お知らせ	その他事件・事故	計
教育委員会からの配信	18	163	0	181

10 AED（自動体外式除細動器）の設置

学校では児童・生徒の活動のほか、学校開放で多くの区民がスポーツ活動などを行っています。こうした活動中、心停止（心室細動）などの緊急事態発生に対応するため、平成 20 年度に全区立小・中学校等へ AED を設置しました。

令和 5 年度は、前年度に引き続き、AED が有効に活用できるよう、教職員及び中学生を対象に普通救命講習会を実施しました。

設置施設：小学校（22 校）、中学校（9 校）、ひがしやま幼稚園、めぐろ学校サポートセンター、興津自然学園、八ヶ岳林間学園

全ての AED に小児用電極パッド又は小児用キー、救急キット、蘇生用マウスピース、毛布を付属しています。

（事業開始：平成 20 年度）